

札幌大学生協 ミールカード利用規則

第1条 ミールカード利用方法

- 1 組合員は、ミールカードに供する期間に対応する札幌大学生協（以下、「生協」という）が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ICカードによるミールカード利用ができるものとします。このものをミールカード会員と呼びます。
- 2 ミールカード会員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）及びICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができるものとします。

第2条 ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等

- 1 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールカード会員に通知するものとします。
- 2 ミールカード申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

第3条 ミールカードの利用の制限

- 1 ミールカード会員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

指定食堂等が営業していない場合および営業時間外

第2条1項による食事等商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合

生協が指定した利用期間及び1日あたり利用限度額を超えた場合

カードの紛失、汚損、指定食堂等の端末機の故障、停電等によりカードを利用することができない場合

ミールカード会員本人以外へのミールカードの貸与による利用(カードの貸与の禁止)

ミールカード会員の便宜・供与による本人以外の利用(「おごり行為」の禁止)

第4条 ミールカードの紛失・汚損等

- 1 カードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールカード会員は再発行の届出を行うものとします。
- 2 ミールカード会員はミールカードを紛失し、または盗難にあった場合は、届出を行うものとします。紛失には本人の規則違反による回収、機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、ミールカード会員がミールカード申込者であり、ミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものと

します。

4 ミールカード会員の故意又は過失によるカード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ミールカード未使用期間分は保障しないものとします。

第5条 返品・返金の禁止

1 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第6条による場合のほかは、受け付けないものとします。

第6条 中途退学等の場合の返金

1 ミールカード会員が、ミールカード利用期間中において、中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、生協は、ミールカード会員からの事前もしくは事後半年以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード未使用期間に相当する分について返金いたします。返金額は、月割りで算出することとし1ヶ月未満分は切り捨てとします。

2 ミールカード会員が、ミールカード購入後6月末（秋申込の場合11月末）までにおいて解約を希望する場合は、生協が別途定める方法により返金をすることとします。

3 ミールカード会員は、前項2項以外の場合における解約については一切行わないことをあらかじめ承諾するものとします。

(改廃)

本規則の改廃は札幌大学生協理事会が行い、ミールカード会員に通知するものとします。

(施行)

第7条 本規則は2017年10月12日から施行します。